

## 第96回 鳥取市都市計画審議会 議事録

1 日 時：平成23年11月29日（火）14：00～15：30

2 場 所：鳥取市役所 本庁舎4階 第2会議室

3 出席者：福山敬委員（会長）、石川真澄委員、清水昭允委員、岡野頼雄委員、  
田中一義委員、赤山渉委員、今川登委員、山口朝子委員、藤田和代委員、  
山根やよい委員、房安光委員、児島良委員、湯口史章委員、石田憲太郎委員、  
姫村幸造氏（田中衛委員代理）、足立正文氏（山田和成委員代理）、  
樋口敬氏（佐々木照正委員代理）

欠席者：沖時枝委員、井口近志委員

### 4 議題

議案第1号 鳥取都市計画公園の変更について  
（桂木公園の追加）

議案第2号 鳥取都市計画土地地区画整理事業の変更について  
（江津土地地区画整理事業の変更）

議案第3号 鳥取都市計画道路の変更について  
（江津1号線の変更）

### 5 議事

#### 事務局

それでは、定刻となりましたので、只今より第96回鳥取市都市計画審議会を開催いたします。本日はお忙しいところ、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、本審議会の事務局を担当しております都市整備部次長の谷口でございます。本日の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、資料のご確認をお願い致します。本日、会議次第、変更説明図（その1）、（その2）と書いてあるA3資料各1枚、公園決定状況と書いてあるA3資料1枚をお配りしております。議案書につきましては、あらかじめお送りしております。お手元にお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたらお声をおかけください。

公園決定状況のA3図面は、議案書13ページの差し替え資料になります。お手数ですが、

差し替えをお願いします。

本日の審議会の進行につきましては、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、委員の皆様の出欠報告をさせていただきます。1号委員の沖委員、3号委員の井口委員が所用のため欠席されております。また、3号委員 鳥取河川国道事務所長の田中委員の代理として、調査設計課長の姫村様が、鳥取県東部総合事務所 県土整備局長の山田委員の代理として、計画調査課長の足立様が、鳥取警察署長の佐々木委員の代理として、交通第一課長の樋口様にご出席でございます。

本日は、出席委員数17名であり、全委員19名の過半数の出席となっており、当審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、本日審議していただきます議案は3件でございます。

これから先の議事進行は、会長が議長となり進めていただきたいと思います。福山会長よろしくをお願いします。

### **福山会長**

前回ご欠席の方もおられましたので、改めまして、鳥取大学工学研究科の福山と申します。よろしくお願ひ致します。私自身は、都市計画研究室というまさに都市計画審議会と同じ名前の研究室を主宰しておりまして、内容としては経済分析を専門としております。前回、8月の都市計画審議会で、事務局から都市計画審議会、都市計画の策定、鳥取市の都市計画の現状について説明していただきましたが、都市計画審議会は、都市の公園や道路などの都市施設の決定、用途地域の決定変更、開発や再開発といったものを全て司る重要な会議となっております。少し厳しい言い方をすれば、市民の私権を制限するようなことも決定していくという意味で、非常に重要な会議でございます。みなさんのご協力と活発な建設的な議論をお願いしたいと思います。

まず、議事録の署名委員について、本審議会運営規則第10条第2項の規定では、議事録には、会長及び会長が指名する2名の委員が署名するとありますので、指名させていただきます。本日は、清水委員と湯口委員をお願いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

なお、議事録は、発言内容と名前を記載させていただき、市のホームページに掲載することにしております。そのことも申し添えたいと思います。

それでは、議事に入ります。議案書2ページの報告第1号、会議幹事・参与員の報告を事務局よりお願いします。

### **事務局**

報告第1号をさせていただきます。議案書の2～3ページになります。本日の審議会には、鳥取市都市計画審議会条例第8条の規定により、3ページの幹事・参与員が出席しております。幹事のうち、井上幹事、杉本幹事、大塚幹事につきましては、所用により欠席でございます。以上でございます。

### **福山会長**

それでは、議案第1号の鳥取都市計画公園の変更について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議案第1号、鳥取都市計画公園の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する、同法第19条第1項の規定により諮問します。この案件につきましては、都市環境課よりご説明をさせていただきます。

都市環境課都市緑化推進室公園係の坂本と申します。お手元の資料6ページ、鳥取都市計画公園の変更についてご説明させていただきます。今回、都市計画公園に2・2・114号桂木公園を追加するものでございます。

まず、公園の位置ですが、7ページの総括図をご覧ください。若葉台の北側、桂木地内になります。平成12年から平成18年にかけて区画整理事業によって整備された箇所に、桂木公園という都市公園を追加するものでございます。8ページに詳細な計画図を付けております。図面の左側になりますが、西側に津ノ井駅、県道若葉台・東町線があり、南側に津ノ井小学校に隣接する位置となっております。

6ページに戻ってください。桂木公園は、面積0.17haで、施設は、遊技施設・管理施設・休養施設・便益施設・修景施設等の設置を予定しております。公園種別は、街区公園とし、街区内に居住する住民の利用に供することを目的として設置することとしております。種別につきましては、街区公園の他に、近隣公園、地区公園等ございますが、都市計画法施行規則によって桂木公園は街区公園として設置するものでございます。

また、公園名称の前に番号が付いていますが、初めの2は種別を示しており、街区公園は2となり、次の2は規模を示しており、面積が1ha未満は2となり、次の114は鳥取都市計画公園の街区公園の一連番号を示しており、114番目の街区公園となります。

都市計画を変更する理由としましては、桂木公園を都市計画公園として追加することにより、近隣の住民の憩いの場の創出であるとか、児童の健全な育成、また災害発生時の一時避難場所として利用することで、地域の住環境の向上を図るものでございます。

審議会に先立ちまして、都市計画法第17条に基づく2週間の縦覧を行っておりますが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。また、同法19条に基づく鳥取県との協議においても異存なしとの回答をいただいております。

9ページをご覧ください。整備予定地の、現況写真になります。

10ページは、この公園に設置を予定している施設でございます。遊技施設として滑り台・スイング遊具、管理施設として照明灯・散水栓・園名柱、休養施設としてベンチ・便益施設として水飲み、修景施設として築山・高木の植栽・中木の植栽を予定しております。これらの配置につきましては、11ページに平面図を付けております。

次に、整備スケジュールですが、12ページをご覧ください。今年の4月から地元の方々と整備方針について協議や地元説明等を行っております。

13ページですが、鳥取都市計画区域の公園の整備状況を載せております。青色の円が街区公園で250m範囲、黄色の円が近隣公園で500m範囲、肌色の円が地区公園で1km範囲を示しています。桂木公園の近隣には、街区公園、近隣公園、地区公園がなく、いわゆる空白地となっている状況でございます。そのため、今回街区公園として桂木公園を整備するものでございます。

以上で説明を終わります。

#### **福山会長**

有難うございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

#### **田中一義委員**

多くの公園は、トイレがあまり整備されていないようですが、必要性がないということですか。

#### **福山会長**

トイレの設置についてですが、いかがでしょうか。

#### **事務局**

トイレにつきましては、街区公園は近隣の住民の方々を利用する公園であるため基本的に設置しておりませんが、近隣公園・地区公園については遠方から来られる方もおられますのでトイレを設置するようにしております。

#### **赤山委員**

災害発生時の一時避難場所になっていますが、公園整備にあたって、トイレも含めて、災害発生時に必要な設備を整えることまでは考えていないということでしょうか。

#### **事務局**

街区公園につきましては、先ほどご説明いたしましたように設置しておりませんが、近年新しく整備する公園につきましては、公共汚水柵を必ず設置するようにしております。こちらに、災害時よく使用される簡易トイレを設置できるようにしております。

#### **岡野委員**

供用開始後の管理は、地元自治会などが行うことになりますか。

#### **事務局**

基本的に都市公園として供用開始したものは、指定管理者に管理していただくこととなります。鳥取市の都市公園は、主に鳥取市公園スポーツ施設協会、鳥取グリーンなどの民間の団体に管理をお願いしております。特に街区公園につきましては、地元の方々と密接な関わりがございますので、指定管理者と地元の方々の協力により管理しております。

#### **福山会長**

その他いかがでしょうか。ご異議がございませんので、議案第1号の鳥取都市計画公園の変更は、原案のとおり承認することとします。

それでは、議案第2号の鳥取都市計画土地区画整理事業の変更について、事務局より説明をお願いします。

#### **事務局**

議案第2号、鳥取都市計画土地区画整理事業の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する、同法第19条第1項の規定により諮問します。この案件につきましては、都市環境課よりご説明をさせていただきます。

都市環境課区画整理係の牧野でございます。よろしく申し上げます。

議案第2号 鳥取都市計画土地区画整理事業の変更についてご説明します。

議案書の18ページをご覧ください。鳥取市では平成17年度からこの地図に示すように、県立中央病院北側にある約10.1haの区域において、都市計画事業江津土地区画整理事業を実施しています。道路、公園、宅地整備といったハード事業は来年度を完了予定していません。

20ページをご覧ください。これは、平成20年に撮影された航空写真です。現在は、区域中央部を東西に配置した都市計画道路江津1号線や区画道路の整備も進み、区域東側の農地部分についても宅地整備が進んでいます。

今回の変更は、この区域の東側にある県道鳥取砂丘線沿線の南端の宅地約70㎡を区域除外しようとするものです。

本日、2枚綴りとなったA3の図面をお配りしていますが、そのうち2枚目の【参考】変更説明図(その2)をご覧ください。その図面上側の平面図をご覧ください。右側が北側となります。左右に伸びている道路が、都市計画道路丸山浜坂線となります。これは県道鳥取砂丘線のことですが、この県道に対し図面中央部に区画整理事業地内を横断する都市計画道路江津1号線と接続する交差点があります。平面図の下側の交差点拡大図をご覧ください。変更前は、交差点の設計は県道を挟んで東側にあった開発計画を見込んだ4差路を想定していましたが、その開発計画がなくなったことから、事業実施に向けた設計により3差路に見直しました。

議案書の21ページをご覧ください。この図面は上が北側となり、交差点より南側を示したものです。変更前は、県道敷きの赤色で示す部分において整備を要するものとしていました。しかし、3差路に見直したことにより、整備が不要となった区間で、その利益を受けなくなる既に宅地として利用されている黄色で塗潰して示す敷地約70㎡を区域除外しようとするものです。

本案については、都市計画法第19条第3項の規定に基づき、あらかじめ、鳥取県に協議したところ異存なしとの回答をいただいています。また、都市計画法第17条の規定に基づく縦覧を行ったところ意見書の提出はありませんでした。また、土地区画整理法に基づく土地区画整理審議会においても説明し了承いただいております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

### 福山会長

有難うございました。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。ご異議がございませんので、議案第2号の鳥取都市計画土地区画整理事業の変更は、原案のとおり承認することとします。

それでは、議案第3号の鳥取都市計画道路の変更について、事務局より説明をお願いします。

### 事務局

議案第3号、鳥取都市計画道路の変更について、都市計画法第21条第2項において準用する、同法第19条第1項の規定により諮問します。この案件につきましては、都市環境課よりご説明をさせていただきます

議案第3号 鳥取都市計画道路の変更についてご説明します。

議案書 26 ページをご覧ください。都市計画道路 3・4・22 号江津 1 号線は、江津土地  
区画整理事業地内を東西に横断して配置され、東は都市計画道路丸山浜坂線、西は千代川堤  
防にある都市計画道路宮下十六本松線に接続し、広域から集中する交通量と土地区画整理事  
業地内からの発生交通量を円滑に処理する幹線街路として都市計画決定され、区画整理事業  
と合わせて鳥取市が施行しています。

議案書 27 ページをご覧ください。今回の変更は、堤防道路に接続する変更箇所①と県道  
鳥取砂丘線と接続する変更箇所②と示している区間で、道路区域の変更をしようとするもの  
です。

変更箇所①のご説明をいたします。本日、お配りした 2 枚綴りの A3 の図面の 1 枚目【参  
考】変更説明図（その 1）をご覧ください。平面図では、本路線が、図面右の東側から西側  
の千代川堤防にある都市計画道路宮下十六本松線に接続する上り勾配となる区間です。図面  
下側の横断面図に示すように、この区間は盛土構造であり、地盤の土質から道路を支える路  
体について沈下に対応するため補強土壁構造（網目状のネットで土を包み込んだものを何層  
にも積み上げたもの）で計画していましたが、沈下を促進するために盛土を先行して行った  
ことにより、補強盛土構造を、経済的で有効な土地利用が可能なブロック積擁壁に変更して  
も安定するため、断面を見直し道路幅を変更するものです。図中では、橙色部分が削除する  
区域を示し、紫色部分が追加となる区域を示しています。

次に、変更箇所②のご説明をいたします。図面の 2 枚目【参考】変更説明図（その 2）を  
ご覧ください。本路線が、図中右の西側にある都市計画道路丸山浜坂線、県道に接続する箇  
所でございます。交差点部分の設計の見直し、県道管理者の鳥取県との接続協議、鳥取県公  
安委員会との協議を行い、隅切り部分の変更をするものです。交差点部拡大図をご覧くださ  
い。変更前は 4 差路を想定した交差点としていましたが、3 差路とすることにより交差点の  
縮小が可能となったため、横断歩道の位置を交差点の内側に移動させ、橙色の区域を削除す  
るものです。また、横断歩道の位置の変更に伴い、歩行者だまりの位置を変更するため、紫  
色の区域を追加するものです。

本件につきましても、都市計画法第 19 条第 3 項の規定に基づき、あらかじめ、鳥取県に  
協議したところ異存なしとの回答をいただいています。また、都市計画法第 17 条の規定に  
基づく縦覧を行ったところ意見書の提出はありませんでした。また、土地区画整理法に基づ  
く土地区画整理審議会においても説明し承いただいております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

### 福山会長

有難うございました。2 箇所変更ということで、一つ目は施行方法の変更に伴う追加と削  
除、二つ目は 4 差路から 3 差路への変更に伴う歩行者だまり部分の追加と一部削除となりま  
すが、ただいまの説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。よろしい  
でしょうか。ご異議がございませんので、議案第 3 号の鳥取都市計画道路の変更は、原案の  
とおり承認することとします。

鳥取市都市計画審議会運営規則第 10 条第 2 項の規定に基づき署名する。

会 長 福山 敬

委 員 清水 昭允

委 員 湯口 史章